

個人情報保護条例アンケート結果のご報告

2025（令和7）年5月23日

各地方公共団体

個人情報保護条例担当部局 御中

愛知県弁護士会

情報問題対策委員会

委員長 服 部 順

第1 はじめに

令和3年の個人情報保護法改正（令和5年4月1日施行）（以下、「改正法」という）により、地方自治体の個人情報保護制度は、法律によって個人情報保護法5章の「行政機関等の義務等」に一本化され、法と異なる条例の規定を設けることが許されなくなりました。また、全体の所管も個人情報保護委員会に一元化されました。

地方自治体によっては、それまで、個人情報の適切な保護のために様々な工夫をこらした条例を制定し、運用してきましたが、改正法によって、こうした条例も廃止の憂き目に遭うこととなりました。個人情報保護法で一定レベルの保護は図られているのかも知れませんが、地方自治体によっては、条例の廃止により、個人情報の保護のレベルが引き下げられる結果になったものと思われる。

当委員会は、改正法による影響を深刻に受け止めています。そこで、①自治体による法改正への対応の実態を把握すること、②改正法下で許容される範囲内での個人情報保護への独自の取り組みを検討することという目的で、愛知県内の39の自治体（県および全38市）に対してアンケート調査を実施させていただきました。本稿では、その結果についてご報告いたします。

第2 改正法への対応についてのアンケート調査

1 アンケート調査の実施

愛知県内の39の自治体（県および全38市）に対し、2023年（令和5年）年7月に改正法への対応について、別紙1に示す内容でアンケート調査を行ったところ、34自治体から回答をいただきました。アンケートの回答は、当委員会において一旦整理した後、2024年7月に各自治体に内容をご確認いただきました。別紙2には、ご確認いただいた集計結果一覧を示しましたので、適宜、ご参照ください。

2 アンケート集計結果について

(1) 質問 1 について

貴県・貴市では、個人情報保護法の改正に伴い、個人情報保護条例を改正しましたか。

改正法に対して、各自治体が、条例改正・廃止など、形式上、どのような方法で対応しているかを確認するための質問です。個人情報保護条例を廃止し、個人情報保護法施行条例を制定するという対応が多数でした。個人情報保護条例、個人情報保護法施行条例のいずれも設けないという対応、双方を設けるという対応も散見されました。

(2) 質問 2 について

貴県・貴市における個人情報保護審査会・審議会の設置について教えてください。

改正法では、個人情報保護審査会・審議会の権限が著しく制約されます。従前、個人情報保護審査会・審議会を有していた自治体が、どのように対応したのかを確認するための質問です。

改正前後で権限は異なると思われますが、改正法前に個人情報保護審査会・審議会を有していた自治体は、改正後もそのまま維持しているところがほとんどでした。改正法前後で、個人情報保護審査会から個人情報保護審議会に変更、または個人情報保護審議会から個人情報保護審査会に変更した自治体、いずれも廃止してしまった自治体も散見されました。

(3) 質問 3、4 について

(質問 3) 法(条例)改正以前、貴県・貴市の個人情報保護審査会・審議会にはどのような権限が与えられていましたか。その根拠となる条文を記載してください。

(質問 4) 現在、貴県・貴市の個人情報保護審査会・審議会にはどのような権限が与えられていますか。その根拠となる条文を記載してください。

改正法では、個人情報保護審査会・審議会の権限が著しく制約されます。この制約による影響を把握するための質問です。改正法以前、本人以外から個人情報を収集する場面、および個人情報を目的外利用・提供する場面で、個人情報保護審査会・審議会が存在する意義が大きいと考えられますので、この権限に着目し、改正法前後でどのように変化したかをお尋ねしました。

全ての自治体において、改正法下では、本人以外から個人情報を収集する場面、および個人情報を目的外利用・提供する場面のいずれにおいても、個人情報保護審査会・審議会は何の権限も有さない状態となっています。改正法

に従う以上、仕方ないものと思われます。

(4) 質問 5 について

法改正以前は、個人情報保護の規律の対象について法律と異なる規定を設けることが許容されていましたが（上乗せ条例等）。今般の改正により、規律の対象について変更がありましたか。あった場合、どのような変更がありましたか（ただし、上記の個人情報保護審査会・審議会に関する事項を除く）。

改正法においても、一定の範囲で自治体に工夫の余地が与えられています。各自治体が具体的にどういった工夫がされているかを確認するための質問です。①個人情報の定義は生存する個人に限定されるか、②要配慮個人情報は取得を制限されるか、③個人情報の取得は本人からの直接取得に限定されるか、④オンライン結合に制限はあるか、という4点に絞り回答を整理しました。

① 個人情報の定義は生存する個人に限定されるか

全ての自治体において、改正法下では改正法と同じ定義（生存する個人に限定される）となっていました。改正前は、約10の自治体が「生存する個人に限定されない」旨の規定を有していますので、これらの自治体においては、個人情報の保護範囲が縮小したことになります。

② 要配慮個人情報は取得を制限されるか

全ての自治体において、改正法下では、改正法に従い、要配慮個人情報の取得は制限されないものとなっています。改正前は、要配慮個人情報の取得を制限していない自治体は一つだけでしたので、要配慮個人情報の取り扱いについては、改正法によって減退したものと思われます。

③ 個人情報の取得は本人からの直接取得に限定されるか

ほぼ全ての自治体において、改正法下では改正法に準ずるとの回答となっています。改正前は、本人からの取得に制限されない自治体も散見されましたので、このような自治体においては、個人情報の取得については、改正法により保護が向上したものと考えられます。

④ オンライン結合に制限はあるか

改正法においては、オンライン結合に対する明確な制限規定はありません。今回のアンケートでは、全ての自治体が、改正法に準ずる、または制限規定なしと回答していますから、オンライン結合は制限されないことになります。一方、改正前は、ほとんどの自治体において、オンライン結合を何らかの形で制限する旨の規定が設けられていました。したがって、オンライン結合については、改正法によって個人情報の保護は減

退したものと考えられます。

第3 名古屋市の取組について

当委員会は、アンケートの結果を踏まえて、改正法下でも個人情報保護に工夫をこらしていると考えられる自治体の一つとして名古屋市に着目し、その取組みについて2025年2月12日にヒアリングを行いました。名古屋市の取組みで特徴的な点は、

「改正法下でも審議会の機能を維持するため、従前ならば審議会への意見聴取を要することとなる事案（要注意情報の取得、本人外取得、及び電子計算機の結合等）につき、市長と協議ないし報告（実務上は、個人情報保護制度の所管部署（同局市政情報課）に協議（報告）書を提出する）をした上で個人情報を取り扱うものとし、審議会に事後報告することとした。改正法も審議会への事後報告は禁じておらず、審議会は、事後報告を受けることにより、監査的な役割を担うことができ、不適正な取扱いに係る是正の機会を確保することが可能となる。」（別紙3 愛知県弁護士会の会報記事参照）

という点です。改正法では、個人情報の取扱について、審議会への事前の諮問等を条件とすることは制限されていますが、事後報告という形であれば、法に抵触することなく審議会の見解を活用することが可能となります。このような取組みは、高く評価されるべきものと考えます。

第4 おわりに

アンケート調査や視察にご協力いただいた自治体の皆様に、厚くお礼申し上げます。本稿が各自治体における個人情報の保護に役立てば幸いです。

以上